

統計委員会 国民経済計算部会  
第3回勘定体系・新分野専門委員会  
議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 国民経済計算部会 第3回勘定体系・新分野専門委員会 議事録

1. 日時 平成21年2月23日(月) 16:00~16:39

2. 場所 第4合同庁舎4階 共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員)

栗林委員長、出口委員、舟岡委員、門間委員、作間専門委員

(審議協力者)

総務省統計基準担当、総務省統計局、財務省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行

(内閣府経済社会総合研究所)

中島内閣府統計委員会担当室長

岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、井上総括政策研究官、田口総務部長、大脇国民経済計算部長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、佐々木分配所得課長、百瀬国民資産課長、松谷価格分析課長、三井地域・特定勘定課長

4. 議事

(1) 国民経済計算の作成基準について

(2) その他

5. 配布資料

資料1 前回勘定体系・新分野専門委員会の主な意見と回答

資料2 国民経済計算尾作成基準(案:第2回勘定体系・新分野専門委員会後)

資料3 諮問第9号の答申 国民経済計算の作成基準について(案)

参考 作成基準に基づき公表される参考資料

## 6. 議事録

○栗林委員長 それでは、時間になりました。出口委員が少々遅れるようですが、始めたいと思います。

それでは、ただいまから統計委員会国民経済計算部会の勘定体系・新分野専門委員会を開催いたします。

今回はオブザーバーとして関係省庁等の御出席もいただいております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、座席表、資料1～3を配付してございます。もし欠けておりましたら御連絡いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

いつもと同じように御発言される際には、机上のネームプレートを立てていただければと思います。ネームプレートが立っている方を順次指名することとしたいと思います。

それでは、審議に入ります。本日は前回に引き続き、お手元の議事次第にありますように、国民経済計算の作成基準について、その他ということでございます。

まず、国民経済計算の作成基準について、事務局から説明をお願いします。

○国民経済計算部長 資料1と資料2を使わせていただきます。資料1は前回の専門委員会におきまして、委員の方々から項目や概念などをより詳細に記述すべき等の御意見がありましたので、意見の一覧表とそれに対する事務局としての回答をまとめてございます。それを踏まえまして、作成基準本体につきまして見え消しで修正したものが資料2ということでございます。詳細につきましては、企画調査課から説明させていただきます。

○企画調査課 それでは、私から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

お手元の資料1、意見の整理をさせていただいたものを中心に御説明させていただければと思います。

前回の勘定体系・新分野専門委員会の方で幾つか御意見が出されておきまして、それに対して今回修正案を作成しているわけですが、1ページの冒頭をごらんいただければと思います。資料2の作成基準で申しますと1ページ目でございます。こちらの御意見は、現在の「2 勘定体系」に記載されているものは勘定の一覧のみの記載でございまして、93SNAのマニュアル上では勘定系列に相当するものではないか。勘定体系にはもう少し細かいもの、例えば、制度部門ごとにどのような勘定を作成するのかといったものが含まれるのではないかというような御指摘がありました。

これまでのご指摘はいろいろな節に関し「5 記録内容」にも具体的に記載されているため、2で中身を具体的に書き込まず、前半部分が勘定の一覧ということで、「勘定系列」にタイトルを直ささせていただければということでお示ししております。

また、繰り返しになりますけれども、後半部分の話というのは実は「5 記録内容」の方で記述がある程度されているのかなと考えておきまして、そちらの方も含めて御参照いただければということと考えております。

2点目の御質問・御意見でございますが、作成基準自体をメンテナンスするのは内閣府

ということでもいいと考えます。あと、作成基準中の主語が明確に書かれていないものは、内閣府が主語ということなのかということですが、こちらについては御指摘のとおりでございます。後ほどまた別添については御紹介させていただきます。

次の、別に公表すると定められているものの変更は、作成基準の変更になるのかについても、後ほどまた改めて御説明しますが、作成基準の変更自体にはならないだろうということで、これは前回の専門委員会でも御説明申し上げたものでございます。

最後の項目ですけれども、「4 記録原則」の(4)主要項目における実質価額の記録、資料2で申しますと3ページ目の一番下です。こちらについては実質化する項目については93SNAに記載されている事項ですので、明記すべきではないかというような御意見でございました。作成基準上、大枠を定めるという考え方に即しまして、代表的な項目を2項目提示するというので、修正案を作成させていただいております。

資料1の2ページ目でございます。これも前回いろいろ御議論があったところでございまして、項目概念のところをもう少し細かく書くべきではないかという指摘でございますが、関係するところは「2 勘定体系」と「5 記録内容」ということでございまして、作成基準に盛り込むものはレベル1、作成基準には盛り込まないで別途公表するものをレベル2ということで仮に区分けした場合は、最終消費支出とか項目の概念等々は、作成基準自体のものではないかと考えます。

後半部分の「また」以下ですが、作成基準とは別に公表されるような93SNAとの対応状況等も原案ではレベル2であるが、それをソフトウェアの項目など重要なものもあるではないかということでレベル1ではないかという御指摘でございます。

関連意見ということですが、資料2の冒頭に「概論」がございましてけれども、こちらに国際連合の基準に準拠した統計ということで書いてあるので、基本的には国際基準に準拠したものというのは改めて書く必要はないのではないかとということで、相違状況のみを書けばいいのではないかとというのが関連意見でございます。

前回の委員長のおまとめとして、結局そういういろいろな考え方があるけれども、レベル2のような変更であっても作成基準の変更と見なして議論するというのでいいのではないかと御指摘でございます。

別添をごらんいただくと、今回の作成基準の位置付けと手続及び構成でございまして、その模式図を作成させていただいております。1ページ目でも主語が何かとか、内閣府がメンテナンスするのとか、そういうような御指摘もございましたので整理させていただいております。

まず、作成基準自体は内閣総理大臣が定めるものということで法律上規定されておまして、定めようとする際は、あらかじめ統計委員会の御意見を伺う必要があるというように統計法上では規定されております。

その際の手続でございまして、これは今回の日付も含めて書いておりますけれども、まず内閣府が作成基準の案等をつくって統計委員会に諮問する。今回は昨年9月8日ござ

いました。その後に統計委員会の御審議に移るわけですが、その際は、まず国民経済計算部会に下りまして、更に勘定体系・新分野専門委員会に下りるといような整理で、10月15日の国民経済計算部会において、勘定体系・新分野専門委員会に下りている整理でございます。その後に、勘定体系・新分野専門委員会で諮問に対する御意見を取りまとめて、最終的には答申案、今回は資料3ということで1月にお示ししたものを若干修正してお示ししておりますが、それを最終的にはこちらの専門委員会、その後国民経済計算部会で御議論いただいて、最終的には統計委員会で取りまとめていただくということでございます。今回は3月9日の統計委員会を予定させていただいておりますけれども、その前に2月26日、今週木曜日にSNA部会がございますので、そちらで最終的にSNA部会としてのスタンスを決めていただければと考えております。

その後は、内閣府はそういった答申案を踏まえて作成基準を定める予定でございます、今回は年度当初、4月1日ということで予定させていただいております。

それが大体の段取りでございますが、作成基準案の構成につきましては、先ほどの2ページ目の御質問と関係しますので、改めて模式図を作成しておりますが、まず大きく分けて黒色のところと灰色のところがございます。黒いところが作成基準でして、灰色のところは作成基準上別途公表すると定められているものということでございます。

作成基準自体はここにありまして、8つの構成要素から成り立っております、資料2でごらんいただきますと太字のゴシックでタイトルが出ていますが、それを並べたものでございます。最初の「1 概論」は趣旨などを記載しております。

「2 勘定系列」、先ほどの修正案で勘定体系から直してはございますけれども、勘定系列についてはどのような勘定を作成するか記載ということで一覧を記載してございます。

「3 分類」につきましては、それぞれの分類について考え方を記載するという項目でございまして、資料2では1ページ目の後半から2ページ目にかけてでございます。例えば、(2)経済活動別分類をごらんいただくと、最後に「当該分類を公表する」という表現がございます。資料1の別添に戻っていただくと、経済活動別分類の一覧というものが作成基準を別途公表すると定められているものという整理でございます。同様に、財貨・サービス別分類についても同じように公表すると作成基準上では定めておりますので、これは別途公表するというところで灰色の方にカテゴリーしております。

「4 記録原則」でございますが、こちらは発生主義等々の記載を加えておまして、それが資料2では3ページ目までございます。

資料2の4ページ以降の話というのが「5 記録内容」でございまして、こちらについては各勘定ごとに記録内容を記載しております、(1)経常的取引に関する勘定で、中では生産に関する勘定から始まりまして、7ページに至るまで続いております。別添の矢印が補足的な表の一覧に向けてございますけれども、7ページに(5)補足的な表というのがございますが、こちらはやはり公表するという整理ですけれども、これも灰色にカテゴリーしております。

「6 作成方法の原則等」ということをごさいますて、これは前回の専門委員会でお示した内容でごさいますけれども、作成方法の原則をフローとストックに分けて書いて、あと具体的な作成方法については統計法のスキルもごさいますけれども、公表するといったようなことで作成方法の公表を作成基準で定めているという意味の矢印でごさいます。

「7 雑則」でごさいまするが、作成頻度、国際連合の話とかいろいろごさいまするけれども、これも国連基準との対応については別途公表ということご灰色の方で整理してごさいます。資料2では、7～8ページに書かせてごさいますてごさいます。

こういった構成でごさいますて、前回の御指摘につきましたては項目概念等々というところは、昔で言う勘定体系、今回勘定系列に直しましたけれども、そちらに記載するか、あるいは「5 記録内容」かですが、記録内容はかなり項目概念を記載している箇所ごさいまするので、今回記録内容ということご項目や概念を修正させてごさいますてごさいます。

具体的な修正案を資料2に基づいて御説明させてごさいますてごさいます。

まず、1ページ目につきましたては、前回の専門委員会ご「概論」ご若干わかりづらいう御指摘もごさいますので、その旨修正を(2)ご見え消しになってごさいます。前回の専門委員会からの修正案ですが、修正させてごさいますてごさいます。

「2 勘定系列」は先ほど申し上げたとおりごさいます。

それご対応しまして「次に定める勘定体系にしたごって」というところは「勘定体系」という表現ご消えて関係上おかしくなってごさいまするので、「表を作成し、編成し直した上で公表する」ということごさいますて、最後の(5)補足的な表の「勘定」というのは貸し手側、借り手側といごさいまするか、左と右みたいなバランスの表ごさいまするので、補足的な表は勘定よりは広い概念だごさいまするということご、「勘定」ではなく「表」という表現ご書いてごさいます。

以下「勘定」と「表」を入れ替えている文書はすべて同じ趣旨ごさいます。

2ページ目は特段修正はごさいますせん。

3ページの(4)、これも先ほど御案内したとおりごさいまするが、実質価額の例示をに入れてごさいます。

続いて、4～5ページ目ごさいます。ここについては先ほどの御質問ご項目概念をより細かめに記載すべきだということごさいますので、例えば、アの生産に関する勘定ごさいまするが、この3行である程度の説明はしているつもりなんごさいますけれども、より細かい項目等は「本勘定には、以下のものご含む」の以下に、例えば資本減耗に関する項目ご含むであろうということご、定義自体は括弧書きご加えてごさいます。

次のイ、所得の発生に関する勘定も同様ごさいますて、以下「本勘定には、以下のものご含む」ということご、生産及び輸入品に課される税や補助金に関する項目あるいは営業余剰や混合所得といったような項目ごさいますて、こちらについては先ほどの資本減耗と同様ごさいまするが、表現ぶりは年報を参考にしてごさいます。

4ページの下は財産所得の説明文章ごさいまするが、これも年報を参考にしてごさいます。

5ページ目のカ、所得の使用に関する勘定では、最終消費支出を加えてごさいます。

以下、特段修文を加えていないものにつきましては、本文上で書かれていますので、読みづらいつか定義が入っているものについては「本勘定には、以下のものを含む」で記載させていただくような整理にしております。

6 ページ、(2)資産や負債の蓄積に関する勘定ですが、ア、資本取引に関する勘定で、やはり「本勘定には、以下のものを含む」ということで、資本形成、資本減耗、在庫品増減といったような項目を並べてあります。

あと、93SNA との対応ですが「無形固定資産には、ソフトウェアに関する支出も含む」という表現を1行入れております。

7 ページでございます。ここは(5)補足的な表が見え消しになっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、「勘定」というのはバランスの表ということでございますので、より広い概念で「表」という表現にしております。

最後に8 ページ目でございます、「附則」の(1)施行期日でございますが、こちらは法令上の整理の表現として4月1日ということで明示的に記述しております。

先ほどの資料1で言いますと灰色、レベル2と言っているものですが、参考につきましては作成基準の本体とは切り離すべきものと理解しておりますが、これも若干修文を加えておまして、分類がたくさん載っているものがあるかと思っておりますけれども、3 ページ目の補足的な表の一覧が「表」と「勘定」という関係で、これも見え消しにさせていただいておりますけれども、先ほど言いました理由で修文をしております。

いずれにしても、資料1を踏まえて修文をさせていただいたというのが今回の提案内容でございます。

説明は以上でございます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、答申案の説明と今後の予定を事務局からお願いいたします。

○国民経済計算部長 今後の予定につきましては、作成基準案と答申については本日の委員会、それから、26 日のSNA部会を経て部会で決定されれば、それを3月9日の統計委員会で承認を得るべくお諮りするとしております。

作成基準案の修正は先ほど申したとおりでございますけれども、答申案本体の修正につきましては資料3をごらんいただければと思います。これは答申案文でございますが、以下の理由により一部を修正して別紙修正案のとおりとすると。別紙修正案というのは先ほど申しました基準案のことなんですけれども、それに対してどういう理由で修正したかということを書いてあるわけですが、下の方の「イ 修正理由」に「また、利用者の利便性を図るため」とありまして、先ほど修正したように「主な項目やその概念などを記述するとともに」を追加させていただいております。

「2 今後の課題」ですけれども、(2)諸課題への対応でございますが「利用者の意見を踏まえ」を追加させていただいております。今回初めて作成基準をつくったということで、今後またユーザーからの御意見等も出てくる可能性がありますものから、それを踏ま

えた上で必要に応じて見直すべしという趣旨で追加をさせていただいたということでございます。

答申案の修正につきましては、以上でございます。

○栗林委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの説明に対し、出席者の方から何か質問・御意見があればお願いいたします。

○作間委員 ユーザー側から見て統計に求められる継続性・安定性というのは、時系列の安定性・継続性という点が大きいと思います。例えば、資本形成という概念は内訳部門別であって構わないわけですが、それが安定的に継続的に得られること。どのような名前の勘定が継続的に作成されていて、その勘定にどのような名前の項目が存在するかということよりも、系列の安定性・継続性の方がユーザーサイドから統計に求められるポイントではないかと思っております。そのように考えてみると、今回の国民経済計算の作成基準という統計基準は非常に不満が残ると思っております。作成基準に対する会合ですとそのような主張を言い続けてきたわけですが、内閣府側としてはそれほど実体的に統計作成機関を縛るようなものではないような作成基準に固執されているという印象を受けております。でも、年度末が近づいております、タイムリミットが近づいているということがありますので、不満は残るにしても、今回作られた作成基準が暫定的なものであるという認識のもとに、これでよしとしなければならないのではないかと思います。

付け加えますと、統計法にもともと国民勘定体系はSNAに準拠して作成されるという趣旨のことは書いてあるわけですので、SNAに準拠するというだけだったら特に作成基準なるものは必要ないし、では、準拠するというのはどういう意味なのかということ、これも議論の余地がある文言ではないかと思います。

我が国はよく知られているように1978年に新SNA移行を起こったわけですが、それ以前の我が国の国民勘定体系について、政府の公式見解としては旧SNAに準拠しているとされていたわけですね。でも、我が国の当時の体系といわゆる旧SNA、昭和53年版SNAを比べてみると、勘定の構造そのものがまるで違うわけですね。旧SNAというのは国内概念、国民概念、要するにGDPとGNPを併用する体系として知られているわけですが、これは皆さんもよく承知されていると思いますが、新SNA以前の我が国の勘定体系というのはGNP中心の体系だったわけですね。だから全然違うわけですね。では、どういう意味で準拠していると言えるのかといいますと、概念なんですよ。53SNA段階、勘定構造的に見ると我が国の体系は明らかにOECD基準に準拠したものだったわけですが、その当時のOECD基準と旧SNAとは概念面、最終資本比率とか資本形成とかそういう項目の概念面での調整ができ上がっていたんですね。だから、概念は旧SNAのものであると言っても構わない。我が国の新SNA以前の勘定体系が旧SNAに準拠していると言える意味はそれしかないんです。そこから、項目、概念の重要性というの



は明らかであると思います。

大体どうも委員の中には93SNAが何かマニュアルみたいなもので、そのマニュアルどおりに勘定体系が作れるかのように誤解をなさっている方がいるんじゃないかと私には思えます。よく知られているかどうかわかりませんが、68SNAには標準勘定や標準表がつけられていたんですね。ところが、93SNAには標準勘定、標準表なるものはないんです。だから、我が国で作られている勘定とか附表の中で93SNA上の根拠を持っている勘定表は一つもないんです。68SNAのどの勘定だ、どのサポーターテーブルだということを指摘できるような勘定や表はあります。それから、これはよく知られていると思いますけれども、主要系列表というのは68SNAにも93SNAにも勿論ない。それ以前に作られていた系列の安定性・継続性を図るために新SNA以後も作成し続けられていたという経緯があることは御承知のとおりです。

要するに、準拠するというだけでほとんど無内容である。ですが、先ほど申しあげましたように、不満が残っておりますけれども、タイムリミットが近づいておりますから、これが暫定的なものであることを確認の上、これで合意してよろしいかと思っております。

以上です。

○栗林委員長 ありがとうございます。

○国民経済計算部長 暫定的なものであるということで理解していただければと思います。先ほど答申案の「2 今後の課題」の(2)諸課題への対応のところ、内閣府はさまざまな課題の対応を図る中で利用者の意見を踏まえて、必要に応じ作成基準や作成方法の見直しを行う必要があるという答申案をこれだけでいただければ、そのとおり暫定的なものとして今後また発展させていくべきものということが、その場で確定されるのではないかと理解しております。

○栗林委員長 何かその他ございますか。

○舟岡委員 今回追加した記述で、4ページの「5 記録内容」のところ「本勘定には、以下のものを含む」の「以下のもの」の性格付けはどうなっているのでしょうか。

○企画調整課 どういった基準でこういう項目を選んで入れているかという御趣旨と承りましたけれども、基本的には前段にいろいろ説明を書いています、これである程度読めるものは除いていまして、項目の中でこれをなぜ入れたかというところは、93SNA上で最初に概要みたいなものが書かれているんですが、そこに入っているものを中心に選んでいます。そういう説明だとちょっとわかりづらいですが、要は93SNAの中で概要と詳細と分かれていますので、概要の方に書かれているものを中心にこちらに記載しました。ただ、前段の説明書きに記載されているものはあえて書く必要はないのかなということを入れていません。

○舟岡委員 それが入っているから質問したわけですが。

○企画調整課 そういことですか。若干細かめには書いているのかなと思っています。厳密な意味で繰り返し表現になっていないと思って作成しております。

○栗林委員長 そのほかに何かございますか。

○作間委員 暫定的なものだからどうでもいいかと思っていたんですけども、以下のものを含むということを書き足しておいて、例えば、4ページのア、生産に関する勘定のところで固定資本減耗だけが挙げられているというのは非常に奇異であると思いました。ただ、この固定資本減耗の説明は実はけちをつけようと思えばつけられるんですね。なぜならば、資本税が耐用年数を決めている最も大きな項目というのは陳腐化であって、物理的な意味での劣化ではないということは常識だと思うんですよね。そのことが全然記されていないという不満を感じておりますけれども、どうせ暫定的なものですから。

以上です。

○栗林委員長 そのほかに御意見・御質問ございますでしょうか。

それでは、御意見もございませんようですので、ただいまいただきました御意見を踏まえた上で、作成基準の修正、諮問案の修正、その他必要があれば委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○栗林委員長 ありがとうございます。

それでは、今週木曜日の国民経済計算部会において、勘定体系・新分野専門委員会を取りまとめた作成基準案と諮問案を提出いたしたいと思います。

最後に、出席者から何かコメント等ございますか。特にございませんようですので、第3回の勘定体系・新分野専門委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。